

葛飾区幼児二人同乗基準適合自転車等補助金交付要綱

平成 23 年 5 月 23 日

23 葛子育第 136 号

区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、子育て世帯における外出時の安全性・利便性を確保し、移動に関する負担の軽減や外出促進を図るため、幼児二人同乗基準適合自転車等に係る購入費用の一部及び割引額に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児 6 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (2) 幼児二人同乗基準適合自転車等 次に掲げるもののうち、自転車販売事業者から購入したものをいう。
 - ア 一般社団法人自転車協会が定める幼児二人同乗用自転車安全基準に適合し、「B A A (安全・環境基準適合車) マーク」及び「幼児二人同乗基準適合車マーク」が貼付され、かつ、防犯登録がされた新品の幼児二人同乗基準適合自転車 (以下「幼児二人同乗基準適合自転車」という。)
 - イ 幼児二人同乗基準適合自転車に設置する幼児用座席 (一般財団法人製品安全協会が定める安全認定基準に適合し、「S G マーク」が貼付された新品のものに限る。以下「幼児用座席」という。)
 - ウ 幼児二人同乗基準適合自転車に同乗する幼児が着用するヘルメット (一般財団法人製品安全協会が定める安全認定基準に適合し、「S G マーク」が貼付された新品のものに限る。以下「ヘルメット」という。)
 - エ 電動アシスト機能付き幼児二人同乗基準適合自転車用の新品のメーカー純正バッテリー (以下「メーカー純正バッテリー」という。)
- (3) 自転車組合 東京都自転車商協同組合本田支部及び東京都自転車商協同組合亀有支部をいう。
- (4) 自転車販売事業者 葛飾区内に本店又は支店若しくはこれに準ずるものを置き、当該店舗において自転車の販売 (オンライン上での販売を除く。)を行う事業者をいう。
- (5) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (昭和 55 年法律第 87 号) 第 12 条第 3 項に規定する防犯登録をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 葛飾区幼児二人同乗基準適合自転車等補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる申請区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 第7条第1項の規定による申請 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 幼児二人同乗基準適合自転車等の購入日並びに第7条第1項の規定による申請及び請求日(以下「申請及び請求日」という。)において、本人及び当該本人と同一の世帯に属する者が葛飾区内に住所を有し、現に居住していること。

イ 幼児二人同乗基準適合自転車等の購入日並びに申請及び請求日において、幼児を養育していること。

ウ 申請及び請求日において、本人及び当該本人と同一の世帯に属する者が、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(ア) 補助金の交付を受けていないこと。

(イ) 第8条の規定により交付決定を受けた日から3年以上経過していること。

(ウ) 過去に第6条第1項の規定により確認書を提出し幼児二人同乗基準適合自転車等を自転車組合に加入する自転車販売事業者(以下「加盟店」という。)で購入した日から3年以上経過していること。

エ 過去に同一の幼児二人同乗基準適合自転車等に対する他の助成金の交付を受けていないこと。

オ 申請及び請求日において、本人及び当該本人と同一の世帯に属する者が葛飾区暴力排除条例(平成24年葛飾区条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

カ 申請及び請求日において、本人及び当該本人と同一の世帯に属する者が特別区民税及び都民税を滞納していないこと。

(2) 第7条の2の規定による申請 自転車組合

(補助金交付額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、加盟店が次条第2項に規定する確認書を交付された者(以下「該当者」という。)に販売し、又は対象者(前条第1号に規定する者に限る。以下同じ。)が購入した幼児二人同乗基準適合自転車等及び当該自転車の防犯登録料の金額(送料、組立費用等の付帯費用及びクーポン・ポイント利用額を除く。)の2分の1の額(当該額が5万円を超える場合にあつては、5万円)とする。

2 補助金の額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 対象者が1回の申請において補助金の交付を受けることができる幼児二人

同乗基準適合自転車等の上限数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼児二人同乗基準適合自転車 1台
- (2) 幼児用座席 養育する幼児1人当たり1台
- (3) ヘルメット 養育する幼児1人当たり1個
- (4) メーカー純正バッテリー 1個

(確認書の交付等)

第5条 対象者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者は、幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成該当確認書交付申請書（第1号様式）により、葛飾区長（以下「区長」という。）が指定する期日までに、区長に対して、次項に規定する確認書の交付を申請することができる。

- (1) 確認書の交付の申請時において、生活保護又は児童扶養手当を受給していること。
- (2) 確認書の交付の申請時において、本人又は当該本人と同一の世帯に属する者が次項の規定により既に確認書の交付を受けたことがある場合にあっては、直近の交付に関し、次のいずれかに該当すること。
 - ア 当該交付を受けた確認書を利用して幼児二人同乗基準適合自転車等を購入しておらず、かつ、当該交付を受けた確認書の有効期限を超過していること。
 - イ 当該交付を受けた確認書を利用して幼児二人同乗基準適合自転車等を加盟店から購入した日から3年以上経過していること。
- 2 区長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、申請内容を審査し、適当と認めるときは幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成該当確認書（第2号様式。以下「確認書」という。）を当該申請者に交付し、不適当と認めるときは幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成非該当通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 確認書は、再交付しないものとする。ただし、汚損、破損等により使用が著しく困難と認められる場合若しくは災害等により滅失した場合又は区長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 4 確認書の有効期限については、区長が別に定める。

(確認書の利用)

第6条 該当者が幼児二人同乗基準適合自転車等を購入しようとするときは、加盟店に、必要な事項を記載した確認書を提出し、幼児二人同乗基準適合自転車等の販売金額から第4条に規定する補助金の額を差し引いた額を支払うものとする。

- 2 該当者が前項の規定により購入することができる幼児二人同乗基準適合自転車等の上限数は、第4条第3項の規定を準用する。
- 3 第1項の場合において、該当者から確認書を提出された当該加盟店は、身分

証明書（国又は地方公共団体が発行した免許証、許可証又は身分証明書をいう。）により、当該該当者が確認書に記載された者本人であることを確認しなければならない。

（対象者における補助金交付申請及び請求）

第7条 補助金の交付を受けようとする対象者は、区長が指定する期日までに、幼児二人同乗基準適合自転車等補助金交付申請書兼請求書（対象者用）（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請し、及び請求しなければならない。

- (1) 申請・請求者の氏名、生年月日及び住所が確認できる書類の写し
- (2) 幼児二人同乗基準適合自転車等に係る購入者氏名、購入年月日、購入店舗名、購入金額及びメーカー名、品名・品番等が確認できる書類の写し（安全基準に適合することを示す写真を含む。）
- (3) 補助金の振込先口座情報が確認できる書類の写し
- (4) その他区長が必要と認めるもの

2 前条第1項の規定により購入した幼児二人同乗基準適合自転車等は、前項の規定による申請及び請求を行うことはできないものとする。

（自転車組合における補助金交付申請及び請求）

第7条の2 自転車組合が補助金の交付を受けようとするときは、毎月15日までに、前月の初日から末日までに販売した補助金の対象となる幼児二人同乗基準適合自転車等について、幼児二人同乗基準適合自転車等補助金交付申請書兼請求書（自転車組合用）（第5-1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請し、及び請求しなければならない。

- (1) 申請・請求一覧書（第5-2号様式）
- (2) 第6条第1項の規定により購入者から提出された確認書

（補助金交付決定及び交付）

第8条 区長は、前2条の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは幼児二人同乗基準適合自転車等補助金交付決定通知書（第6号様式）により、不適当と認めるときは幼児二人同乗基準適合自転車等補助金不交付決定通知書（第7号様式）により、当該対象者又は自転車組合に通知するものとする。

2 区長は、交付決定後速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第9条 区長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 申請書類の内容に事実と異なることが判明したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）に基づく命令に違反したとき。
 - (4) その他区長が適当でないと認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、幼児二人同乗基準適合自転車等補助金交付決定取消通知書（第 8 号様式）により、当該対象者又は自転車組合に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第 10 条 区長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の補助金が交付されているときは、当該対象者又は自転車組合に補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、幼児二人同乗基準適合自転車等補助金返還命令書（第 9 号様式）により、当該対象者又は自転車組合に通知するものとする。

（その他）

- 第 11 条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）の定めるところによる。

（委任）

- 第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 17 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の第 4 条第 2 項の規定により確認書（利用期限の満了日が施行日以降に到来するものに限る。）を交付された者が、施行日から当該確認書の利用期限の満了日まで自転車組合に加入する自転車販売事業者から三人乗り自転車等を購入した場合における補助金の額の上限については、改正後の第 3 条第 1 項の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に購入した幼児二人同乗基準適合自転車等について適用し、施行日前に購入した三人乗り自転車等については、なお従前の例による。

3 改正前の第 4 条第 2 項の規定により交付された確認書（有効期限の満了日が施行日以降に到来するものに限る。）については、改正後の第 5 条第 2 項の規定により交付されたものとみなす。